

建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>I (略)</p> <p>II (略)</p> <p>III 建設業者に対する監督処分の基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 具体的基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反</p> <p>① (略)</p> <p>② 建設工事の施工等に関する法令違反</p> <p>i (略)</p> <p><b>ii 労働基準法違反等</b></p> <p>役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p><b>iii 宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反</b></p> <p>役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p><b>iv 特定商取引に関する法律違反</b></p> <p><b>v 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反</b></p> <p>③～④ (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>IV (略)</p>	<p>I (略)</p> <p>II (略)</p> <p>III 建設業者に対する監督処分の基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 具体的基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反</p> <p>① (略)</p> <p>② 建設工事の施工等に関する法令違反</p> <p>i (略)</p> <p><b>ii 廃棄物処理法違反、労働基準法違反等</b></p> <p>役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>iii 特定商取引に関する法律違反</b></p> <p><b>iv 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反</b></p> <p>③～④ (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>IV (略)</p>

**V** (略)

**VI 施行期日等**

- ① この基準は、平成14年6月1日から施行する。
- ② この基準は、平成18年1月4日から施行する。
- ③ この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- ④ この基準は、平成22年4月1日から施行する。
- ⑤ この基準は、平成25年9月1日から施行する。
- ⑥ この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- ⑦ この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- ⑧ この基準は、令和5年5月26日から施行する。
- ⑨ この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。

**V** (略)

**VI 施行期日等**

- ① この基準は、平成14年6月1日から施行する。
- ② この基準は、平成18年1月4日から施行する。
- ③ この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- ④ この基準は、平成22年4月1日から施行する。
- ⑤ この基準は、平成25年9月1日から施行する。
- ⑥ この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- ⑦ この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- ⑧ この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。